改正後	改正前
四半期連結財務諸表　第　四半期連結会計期間 年　月　日から　年　月　日まで 同四半期連結累計期間 年　月　日から　年　月　日まで (2) ［第一部・第二部　略］ （記載上の注意） ［(1)・(2)　略］	四半期連結財務諸表　第　四半期連結会計期間 年　月　日から　年　月　日まで 同四半期連結累計期間 年　月　日から　年　月　日まで (2) ［第一部・第二部　同左］ （記載上の注意） ［(1)・(2)　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この府令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この府令による改正後の財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第四条の規定は、この府令の施行の日以後に開始する事業年度又は連結会計年度に係る財務諸表等の監査証明について適用し、同日前に開始した事業年度又は連結会計年度に係る財務諸表等の監査証明については、なお従前の例による。ただし、当該財務諸表等の監査証明のうち同日以後に終了する事業年度又は連結会計年度に係るものについて適用することを妨げない。

○内閣府令第二十二号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十三条の規定に基づき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年三月二十七日　　内閣総理大臣　岸田　文雄

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（その他の包括利益の区分表示） **第六十九条の五**　［略］ ［2・3　略］ 4　その他の包括利益の項目の金額は、その他の包括利益に関する法人税等及び税効果の金額を控除した金額を記載するものとする。ただし、当該法人税等及び税効果の金額を控除する前のその他の包括利益の項目の金額に、当該法人税等及び税効果の金額を一括して加減して記載することを妨げない。 （その他の包括利益に関する注記） **第六十九条の六**　前条第四項に規定する法人税等及び税効果の金額は、その他の包括利益の項目ごとに注記しなければならない。 ［2・3　略］	（その他の包括利益の区分表示） **第六十九条の五**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　その他の包括利益の項目の金額は、税効果の金額を控除した金額を記載するものとする。ただし、税効果の金額を控除する前のその他の包括利益の項目の金額に、税効果の金額を一括して加減して記載することを妨げない。 （その他の包括利益に関する注記） **第六十九条の六**　前条第四項に規定する税効果の金額は、その他の包括利益の項目ごとに注記しなければならない。 ［2・3　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	